

市政情報

講座・教室・イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報
(伝言板・文書)

市では市内の公共交通機関の空白地域の移動手段を確保し、利用者の利便性を図ることを目的に、市内全域で「東松山市デマンドタクシー」を実施しています。
4月1日(金)から次のとおり追加・廃止をします。

デマンドタクシーの乗降ポイントを更新します

※詳細は市HPをご確認ください。
環境政策課 ☎63-5006
FAX 23-7700

※受付期間内でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
※補助申請は工事着手前にしてください(工事着手後は、対象外となります)。

住宅を所有する個人(住宅の新築に併せた設置は対象外)
条件 ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
・ 未使用品であるもの(中古品及びリース品は対象外)
・ 発電された電気の一部又は全部を自家消費するもの

交付額 一律7万円(地域通貨「ぼたん圓」で交付)

受付方法 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで、令和5年2月28日(火)までに環境政策課へ。

※受付期間内でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
※補助申請は工事着手前にしてください(工事着手後は、対象外となります)。

地域猫活動推進事業費補助金交付制度

地域で飼い主のいない猫に対する活動を実施する団体を募集し、対象経費の全部、又は一部を補助します。
対地域猫活動を実施する団体(1団体)
対象経費 捕獲費、不妊去勢手術費、トイレ施設整備費ほか
補助金額 20万円(上限額)
申・問 交付申請の前に事前申込書の提出が必要です。4月20日(水)までに環境政策課へ。
☎63-5006 FAX 23-7700

合併処理浄化槽への転換補助制度

生活排水による河川の水質汚濁等を防止するため、単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する人を対象に、補助金を交付しています。
対象区域 市内の浄化槽処理促進区域(生活排水を集合的に処理する施設を有する区域を除く)
補助要件 ・ 環境省が定める環境配慮型及び高度処理型の要件に該当する浄化槽であること
・ 10人槽以下の合併処理浄化槽で専用住宅に設置すること
・ 放流先が確保され、放流先の管理者と協議が整っていること
・ 令和4年度中に設置が完了すること

既存住宅への太陽光発電設備の設置に対する奨励金の設置

家庭における地球温暖化対策を推進するため、既存住宅に太陽光発電設備を設置する人に奨励金として地域通貨「ぼたん圓」を交付します。
対 自らが居住している、市内の既存

補助金額 ※表欄の金額は、上限です。
環境センター ☎24-2888 FAX 24-2838

	5人槽	7人槽	10人槽
設置費	352,000円	434,000円	568,000円
処分費	60,000円		
配管費	150,000円		
補助金合計	562,000円	644,000円	778,000円

・ 県知事への登録・届出をしている業者が浄化槽法に基づく浄化槽設備士のもとで施工すること
※その他の要件もありますので、詳細は環境センターへお問い合わせください。
※工事を始める前に申請が必要です。必ず事前に申請してください(工事着手後は、対象外となります)。

民生・児童委員が委嘱されました

4月1日付けで、民生・児童委員1名が新たに委嘱されました。現在、定数162名中157名の民生・児童委員が、地域住民の身近な相談相手として活動しています。
お住まいの地区の担当民生・児童委員等は、社会福祉課へお問い合わせください。

民生・児童委員が委嘱されました
☎21-1435 FAX 23-2236

地域支援課 ☎21-1435 FAX 23-2236



市HP

更新後の乗降ポイント一覧は市役所、各市民活動センターや乗車の際に配布を行っているほか、市HPでも公開しています。
※デマンドタクシーを利用するためには登録が必要です。また、乗車の際は登録者証を必ず提示してください。

【追加】	【廃止】
E-22 ハーモニーライフ東松山駅前 箭弓町	G-10 けやき歯科医院 元宿
F-71 石井ペインクリニック 小松原町	H-29 ゆず接骨院 下野本
H-44 たかさかカウイル接骨院 元宿	H-45 わかつき接骨院 下野本
H-40 げんき堂整骨院東松山 箭弓町	

**4月は「若年層の性暴力被害予防月間」
～性暴力をなくそう～**

アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題が起きています。令和4年4月1日からの成年年齢引き下げにより、18歳、19歳が未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなりました。トラブルに巻き込まれないように、より一層の注意が必要です。「困ったな」と思ったら一人で悩まず相談してください。

■性犯罪・性暴力被害相談窓口
性犯罪被害相談電話(警察)☎#8103
ワンストップ支援センター(内閣府)
☎#8891
性暴力に関するSNS相談(内閣府)



キュアタイム

問 人権市民相談課 ☎21-1416 FAX 23-2236

**成年年齢引き下げに伴う
新成人の消費者トラブルに
ご注意ください**

令和4年4月1日から、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳から親等の法定代理人の同意なく自分の意思でローンやクレジットカードの契約ができるようになりますが、未成年者取消権は適用されなくなります。

悪質商法によるトラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

相談先
・ 契約や買い物で「困ったな」と思ったら消費者ホットライン ☎188
※「188(いやや)泣き寝入り!」消費生活センター ☎21-1414
・ 詐欺被害については警察へ ☎#9110

問 人権市民相談課 ☎21-1414 FAX 23-2236

都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等の変更のお知らせ

建築物の建築が原則として制限される市街化調整区域で一定の基準を満たした上で住宅等の建築が可能となる「都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度」は、人口減少等社会情勢の変化を踏まえ、区域及び建築物の用途を変更します。なお、この変更は令和5年4月1日以降に行われる開発許可申請に適用されるもので、令和5年3月31日以前に行われる開発許可申請は、従来どおりの区域及び建築物の用途が適用されます。

	変更後の制度	現行の制度
区域	既存住宅団地(※1)(ただし、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を除く)	ア及びイ(ただし土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び浸水想定3m以上の区域を除く) ア)既存住宅団地(※1) イ)既存の集落区域内において、告示により指定された区域(ただし、要件を満たした道路(※2)に接する区域で行われる行為に限る)
建築物の用途	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物(ただし、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く)	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物

※1 市街化区域と市街化調整区域の線引き(昭和45年8月25日)以前に既に一定の基盤整備がなされた住宅地
※2 国・県道及び認定幅員8m以上で側溝等の排水設備が整っている市道



区域指定図

問 都市計画課 ☎21-1425 FAX 24-8857



市HP